



消防団への加入促進

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に置かれる消防機関であり、消防団員は、本業を持ちながらも、地域の安心・安全の確保のために活動している非常勤特別職の地方公務員です。

消防団員は、地域防災の中核として、火災出動や訓練のほか、地震や豪雨災害などの大規模災害が発生した際にも出動し、消火活動や災害防ぎょ活動、住民の避難誘導、救出・救助など多様な活動を行っています。

しかしながら、少子高齢化、産業構造・就業形態の変化等に伴い、消防団員数は減少し続けています。消防団員数は、平成30年4月1日現在で84万3,661人となっており、1年前の85万331人と比べ、6,670人減少（▲0.8%）しており、地域における防災力の低下が懸念される所です。

消防庁においては、平成25年12月に成立した「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、女性や若者をはじめとした消防団への加入促進や消防団員の処遇改善、装備・訓練の充実等に取り組んでおり、地域防災力の充実強化を図っています。

○女性消防団員

消防団員は総数としては減少している状況にありますが、女性消防団員は年々増加しており、平成30年4月1日現在、全国で25,962人の女性消防団員が活躍しています。

特に、平成30年7月豪雨等の大規模災害において、女性消防団員の方々が、避難所における高齢者の方々への積極的な支援等、きめ細やかな対応を行い、被災された方々の大きな支えとなりました。

○学生消防団員

現在、消防団員の高齢化が進んでおり、若年層の消防団員確保が課題となっています。消防庁では、大学生等

の消防団への加入促進を推進しており、平成30年4月1日現在、全国で4,518人の学生消防団員が活躍しています。

また、平成26年度から、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をした大学生、大学院生又は専門学生について、市町村がその実績を認証し、学生の就職活動を支援する「学生消防団活動認証制度」を創設し、平成30年4月1日現在、266市町村がこの制度を導入しています。

○消防団活動に対する事業所協力の促進

現在、消防団員全体のうち7割を超える団員が被雇用者（サラリーマン）となっており、円滑な消防団活動を行うためには、より一層、事業所の協力が不可欠となっています。

そこで、平成18年度から、従業員が相当数入団するなど、消防団活動に協力している事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」を創設しました。平成30年4月1日現在、全国で15,500事業所が市町村から認定されており、勤務中に従業員が消防団活動に出動した場合に便宜を図ったり、従業員の消防団への入団を積極的に推奨する事業所が増えています。

○消防団員入団促進キャンペーン

消防庁では、1月から3月のキャンペーン実施に伴い、消防団員入団促進用ポスター・リーフレット・PR動画を作成し、全国に配付しました。

これからも、地域防災力の充実強化のため、地域の幅広い層から、一人でも多くの方々が消防団に入団されることを期待しています。

※H30.4.1現在の数字は消防団の組織概要等に関する調査による。



リーフレット4種

ポスター3種

問合わせ先
 消防庁国民保護・防災部防災課地域防災室
 TEL: 03-5253-7561